

鳥取県告示第 345 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町 2083	通所リハビリテーションきんかい	米子市錦海町三丁目 4-5	介護予防通所リハビリテーション	平成 18 年 4 月 1 日
有限会社ホットハート	米子市旗ヶ崎九丁目 13-15	有限会社ホットハート	米子市旗ヶ崎九丁目 13-15	介護予防福祉用具貸与	平成 19 年 2 月 1 日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町 252	大森生協診療所 デイケアほほえみ	鳥取市西品治 806	介護予防通所リハビリテーション	平成 19 年 3 月 1 日

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
有限会社しらゆき	鳥取市青葉町三丁目 202	しらゆき居宅介護支援事業所	鳥取市青葉町三丁目 202	平成 18 年 11 月 21 日